

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

今 治 市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 今治市の農業の現状と振興方針
- 2 農業構造の実態
- 3 農業経営基盤強化の方向
- 4 地帯別振興方針

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

目標営農類型一覧表

第 3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第 4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成方針
- 2 サポート体制及び運営方針
- 3 市の取組方針
- 4 関係機関の連携・役割分担
- 5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

- 1 地域計画の策定
- 2 農用地利用改善
- 3 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- 4 推進体制の整備
- 5 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組

第 7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 今治市の農業の現状と振興方針

今治市は、愛媛県北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、瀬戸内海に浮かぶ大小 100 あまりの島々で形成された越智諸島及び関前諸島からなり、東経 132 度 48 分（菊間町田之尻）～133 度 11 分（宮窪町美濃島）、北緯 34 度 17 分（大三島鳥取岬）～33 度 54 分（玉川町東三方ヶ森）に位置し、東は燧灘、西条市に面し、北は越智諸島を経て広島県尾道市に、北西は関前諸島を経て広島県呉市に相応し、又、南東から南西は松山市に隣接している。

市域は、東西 25 km、南北 45 km にわたり、その面積 420.02 km²のうち、田畑 23%、宅地 7 %、山林 29%、その他 41 %の土地利用構成となっている。また、陸地部の中央に蒼社川、南方に頓田川が肥沃な農用地を形成し、玉川ダム、朝倉ダム、島嶼部には台ダムより良質な水が流入している。

気候は、瀬戸内海気候区に属し、年平均気温約 17.5℃、年間平均降水量約 900 mm 程度の温暖寡雨な気候に恵まれ、台風その他の自然災害を受けることも少ない。

また、日本三大急潮流の来島海峡や緑豊かな高縄山系など、各地に国立公園や県立自然公園の区域を有し、豊かな自然環境に恵まれている。地質は、中央構造線以北の内帯に位置する本地域は、帯状構造が明瞭でなく領家帯と呼ばれ、花崗岩類が主体を成している。そのため土壌は、花崗岩を母岩とする砂質壤土で、土層は深く肥沃であるが、早魃、浸蝕性は高く、豪雨による土砂災害に脆弱であるなどの性質を有している。

こうした土地風土を活用しながら、温暖な気候のもとに米、野菜、柑橘を基幹として、花卉、畜産等も含め多種多様な農産物の生産が行われている。

農林水産省の定義する農業地域類型は都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域すべての地域がまんべんなく存在している。都市的地域、平地農業地域においては米麦、野菜作が中心となっており、中間農業地域及び山間農業地域においては主に柑橘（を中心とした果樹）類の生産が行われている。

しかし、本地域の農業は、総じて零細な経営規模であり、農家の高齢化、後継者不足も相まって、農家数の減少が続いている状態である。

こうした中、本市では、平成 17 年 12 月に「食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言」を決議し、また平成 18 年 3 月には都市宣言を受けて、全国でも類を見ない、「地産地消の推進」「食育の推進」「有機農業の振興」を柱とした「食と農のまちづくり条例」を制定し、食と農林水産業を基軸としたまちづくりを進めている。条例では、こうしたまちづくりを市の責務とし、これを受けて今治市は、「地産地消の推進」を通じて食料の地域自給率の向上を図りながら、安心・安全な食料の安定供給体制の確立を積極的に推進する。また、食育を通して広く消費者にも理解を深め、条例に示した内容の実現に取り組んでいく。

また、農業・農村を担う若者を中心とした就農者を一人でも多く確保するため、自ら農業経営を開始しようとする青年等及び、農業法人等に就農しようとする青年等を、優れた農業経営者として育成し、本市農業の活性化を図る。

また、集落営農組織の育成を推進し、地域の農地の集積を図り地域の農地の保全を目指す。

2 農業構造の実態

農業構造については、農家の高齢化、後継者不足により農業就業人口は年々減少傾向にある。また、今治市は農地が狭小分散状態で農家一戸当たりの経営面積についても小さい傾向がある。また、土地所有者の意識として資産的保有傾向が強く、農地の流動化が進みにくい現状が存在する。そのため流動化できな

い農地は荒廃農地となりその面積は年々増加している。

しかし、一部地域では、集落営農組織等を立ち上げる集落もあり、その組織等に農地の集積を図り、地域の農地を保全しようとする取り組みも見られ、国の制度を利用した新規就農者も増加傾向にある。

3 農業経営基盤強化の方向

(1) 構造再編の方向

今治市は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を今後とも市の基幹的産業として振興し、若者が農業を魅力とやりがいのある職業として選択し得るよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

このため、今治市は、「今治農業振興地域整備計画」、「今治市水田収益力強化ビジョン」、愛媛県が策定する「愛媛県果樹農業振興計画」、「愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画」等との整合性に留意しつつ、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じ、本市農業の健全な発展を図る。

具体的な経営の指標は、10年後に実現可能性のある目標とするため、市及び周辺市町に現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり概ね2,000時間）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得概ね440万円）を確保したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体为本市における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

新規就農青年等の確保育成にあたっては、経営体の担い手としての能力、目指すべき経営体の姿を明らかにして推進することとし、45歳以上65歳未満の中高齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

また、自ら農業経営を開始しようとする青年等が目標とする具体的な経営の指標は、市及び周辺市町他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得）とするとともに、農業法人等に就農しようとする青年等の農業従事態様は、農業法人等の中核を担う人材として育成していくことを目的とし、就農者として実践的な農業技術を習得した時点（就農後5年目）の年間農業従事日数、就業内容、役職を目標として設定する。

(2) 構造再編の方法

今治市は、将来の農業を担う農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

- ①優良農地を確保するとともに、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、経営規模の拡大と経営改善を図る。
- ②農業機械・施設の共同利用及び農作物の団地化により農作業の効率化を促進する。

- ③地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、水田の汎用化、かんがい排水施設の整備など、各種農業基盤整備事業を活用して、生産性の向上を促進する。
- ④高収益作物の導入及びその産地形成を推進するとともに、消費者・実需者の多様なニーズに対応するため、生産・加工・流通の一体化等農業の6次産業化に向けた取組を積極的に促進する。
- ⑤新規就農者の受入れのために、地域の実態に応じた、土地利用調整、技術研修、営農指導体制の整備を、農業協同組合をはじめとした関係機関と協力しながら推進し、地域をリードする農業者に育成する。
- ⑥女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力を通じ、女性の農業経営へのより一層の参画を促進する。
- ⑦効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて健全なコミュニティへの発展を図る。
- ⑧新規就農青年等の確保育成にあたっては、就農候補者の募集から研修、経営定着・発展・継承に至る各段階に応じた、きめ細かな施策を展開する。

4 地帯別振興方針

地域別には、次のとおり3地帯に区分し上記目標を達成するものとする。

○平地農業地帯

平坦な地域を中心とした地域においては、水田利用を中心とした農業が行われていることから、地域の中心的な経営体への農地集積や、新たな営農団体の育成を図り農地の集積を行いやすくする。また、米作の裏作としての麦作や、転作作物として的大豆や野菜等にも対応出来るようには場の汎用化や大区画化を目的とした土地改良事業を推進するとともに、生産効率を高めるためのICT技術の導入を図る。

○農山村農業地帯

内陸の農山村を中心とした傾斜率または林野比率が比較的高い農業地域においては、集落を単位とした地域資源の管理や生産を行う組織の育成を推進する。高収益、高付加価値作物の導入や転換を積極的に図り、所得向上を目指す。

○島嶼部農業地帯

樹園地が大半を占める島嶼部においては、園内作業道やかんがい施設、園地の緩傾斜化等を行う基盤整備を推進し、作業効率化のための省力機械やICT技術の導入を図る。分散した農地の集積を促進し、樹種の転換を効率的に行うことによって産地の維持を目指す。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[目標営農類型一覧表]

(詳細については、後掲の営農類型別指標に記載のとおり)

区 分		営 農 類 型		総栽培面積
全 域	個 別 経 営 体	土地利用型	温州みかん + 中晩柑	1.7 ha
			温州みかん + 中晩柑	1.2 ha
			中晩柑 + 落葉果樹(キウイフルーツ)	1.3 ha
			露地野菜(有機) + 柑橘	0.8 ha
		施設型	施設トマト	0.3 ha
			施設高設イチゴ	0.2 ha
			施設切花(切花類)	0.2 ha
		畜産	酪農	50頭
			和牛肥育(肉専用種肥育)	65頭
			養豚(一貫)	2,000頭
			養鶏(採卵鶏)	30,000羽
		平地農業地帯	個別経営体	土地利用型
水稲 + レンコン	2.0 ha			
サトイモ + 麦 + 水稲	16.0 ha			
施設型	キュウリ(施設・露地) + 水稲		2.5 ha	
営農集落	土地利用型		水稲 + サトイモ + タマネギ + 作業受託	20.0 ha
			水稲 + 麦 + 作業受託	32.0 ha
農業地帯 農山村農業	個別経営体	土地利用型	露地キュウリ + 花卉 + 水稲	2.5 ha
		施設型	甘長とうがらし(施設・露地) + 施設春菊 + 水稲	1.5 ha
地帯 島嶼部農業	個別経営体	施設型	施設切花 + 花卉	0.9 ha
			中晩柑 + 施設高設イチゴ	0.9 ha
			中晩柑 + 施設アスパラガス	1.1 ha

* 中晩柑の品種

(せとか、はれひめ、はるみ、愛媛果試第28号(紅まどんな)、不知火、伊予柑、甘平、レモン、カラ等)

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

今治市における第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に示す6割程度の規模とする。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成方針

本基本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織等の担い手について、農業者の主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、市内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携しながら新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。

さらに、地域計画において将来の農用地等を利用するとして位置付けられた「農業を担う者」（継続的に農用地利用を行う中小・家族経営や兼業農家などの多様な経営体を含む。）についても、効率的かつ安定的な農業経営を営む場合は、次世代の農業を担う人材として支援する。

また、生産現場の生産性向上や労働力不足等の課題に対応し、多様な担い手の安定した農業生産を下支えする観点から、スマート農業技術等を活用した省力化や農業分野におけるデジタル人材の育成、農福連携等による労働力補完に取り組む。

2 サポート体制及び運営方針

今治市は、農業協同組合、農業委員会、愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室、産地戦略推進室、愛媛県東予家畜保健衛生所等による地域サポート体制（以下、「サポート体制」という。）により、農業経営の改善に向けた助言・指導のほか、就農希望者の相談・情報提供や、関係機関との連携を行うこととする。

サポート体制は、以下(1)～(4)の業務を行うこととする。

- (1) 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- (2) 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- (3) 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応
- (4) 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

サポート体制は、愛媛県農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）と連携してサポートを行うものとする。

サポート体制の相談窓口については、今治市役所農林水産課に設置することとし、関係機関が連携して、就農から定着、経営発展、経営継承までのサポートを一貫して行うものとする。

3 市の取組方針

今治市は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、サポート体制と連携して、農業の魅力発信、地域毎の受入体制の整備、具体的な営農のイメージ等について、様々なメディアを活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

今治市は、新たに就農しようとする青年等に対する研修の実施を積極的に支援するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、必要な支援を措置し、青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかける。

認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、計画的に巡回指導等を行う。

4 関係機関の連携・役割分担

サポート体制は、就農相談や農業法人等からの求人情報の収集と職業紹介、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行うとともに、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構助成事業等により青年農業者確保育成活動等を推進する。

今治市は、就農希望者等の受入について、市関係部署と必要に応じて、連携会議を開催し、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業協同組合は、新規就農者の募集から研修、就農、経営発展、経営継承までを一貫して支援する。また、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行う。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

今治市は、区域内の就農受入組織と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、サポート体制、県及び支援センター（以下「サポート体制等」という。）に情報提供する。

サポート体制等は市から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供する。また、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先を調整し、市の担当者等に紹介する。

サポート体制等は、就農等希望者を市等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市等との調整を行う。

市及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、サポート体制等に情報提供するとともに、サポート体制等は、就農等希望者とマッチングを行い、市等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 1 上記第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
20%	<p>※ 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については、耕起、は種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。</p> <p>※当該目標は、「担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の実現」という国全体の目標を踏まえた目標であり、農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業等を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地の面的集積の割合を高めるよう努めるものとする。</p> <p>※目標年次はおおむね5年後とする。</p>

各地域において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、農地中間管理機構、農業委員会等と連携しながら、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め新規就農の促進等を図る。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な経営体の育成と、第3で示すこれらの経営体が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標の達成を図るためには、優れた経営感覚を備えた担い手を確保するとともに、農地中間管理機構等を活用して担い手への農地の集積・集約化を図る取組みを一体的かつ積極的に進め、農業の構造改革を一層加速していく必要がある

このため、市は、サポート体制が相互に連携して濃密な指導を行うため、「今治市農業再生協議会」（以下、「再生協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。

また、このような農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施し、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積その他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中化する農業経営改善計画認定制度の一層の普及・定着を図り、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）が、市が策定する「地域計画」に地域の農業を担う者として位置付けられるよう促す。

なお、認定農業者のうち、農業経営改善計画の期間を了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

1 地域計画の策定

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を今治市農林水産課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善

農用地利用改善については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営体への農用地利用の集積を進めるため、農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、担い手を明確にし農地の利用集積が図られる気運の醸成を図る。担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立・育成を推進する。

3 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体とした重点的、効果的实施を図る。

4 推進体制の整備

県の指導機関においては、地域農業再生協議会及び担い手育成総合支援協議会、市町、農業委員会、農業協同組合等地域の関係機関・団体との連携を進め、地域における指導機能の強化と総合化を図る。特に、集落の農業の将来方向と育成すべき経営体、さらに小規模な兼業農家、生きがい農家、土地持ち非農家の連携及び役割分担の明確化が図られるよう、集落段階における農業者の徹底した話合いや、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を実施する。一般企業が参入する場合においては、農用地の貸付け等にあたり、地域の育成すべき担い手の経営との整合性を十分に検討する体制をとる。

また、経営の指導を担当する者の能力向上、農地所有適格法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

5 新規就農青年等の確保育成を促進するための取組

- ①意欲ある青年農業者等を一人でも多く確保し、地域への定着を促進するため、農村青年のみでなく、農外からの新規参入者やUターン青年等を含め、幅広く就農を希望する人材の発掘に努めるとともに、農業体験や営農のための実務研修等就農に至る過程に対する一貫した支援活動を行う。
- ②営農形態や農業従事態様の多様化に対応した、効率的かつ安定的な経営体の担い手を育成するため、就農準備を経て実際に就農し、経営の基礎を十分に固める段階や、就農者として実践的な農業技術を習得するに至るまでの研修体制を構築する。
- ③新規就農者が早期に経営が自立できるように、技術・経営・資金・農地・農村生活・仲間づくりや受入れ体制に関する情報の収集及び提供・相談活動を関係機関と協力分担を担いながら行う。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 4 条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第 7 条に規定する事業を行う。

- ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- ウ 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持ち分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- エ アに掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

附 則

この基本構想は、平成 23 年 10 月 18 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 28 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 3 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 5 年 9 月 22 日から施行する。

農業地帯別目標営農類型基本的指標

今治市全域

＜個別経営体＞

土地利用型

営農類型	温州みかん + 中晩柑														
経営規模	＜作付け面積＞ 1. 7 h a ＜作付け内訳＞ <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>温州みかん</td><td>0. 8 h a</td></tr> <tr><td>いよかん</td><td>0. 3 h a</td></tr> <tr><td>はれひめ</td><td>0. 2 h a</td></tr> <tr><td>不知火</td><td>0. 1 h a</td></tr> <tr><td>せとか</td><td>0. 1 h a</td></tr> <tr><td>甘平</td><td>0. 1 h a</td></tr> <tr><td>レモン</td><td>0. 1 h a</td></tr> </table>	温州みかん	0. 8 h a	いよかん	0. 3 h a	はれひめ	0. 2 h a	不知火	0. 1 h a	せとか	0. 1 h a	甘平	0. 1 h a	レモン	0. 1 h a
温州みかん	0. 8 h a														
いよかん	0. 3 h a														
はれひめ	0. 2 h a														
不知火	0. 1 h a														
せとか	0. 1 h a														
甘平	0. 1 h a														
レモン	0. 1 h a														
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人														
生産方式	＜主要施設＞ 倉庫（150 m ² ）、貯水槽一式 ＜主要農機具＞ 軽四トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、クローラー1台 ＜技術等＞ はれひめはマルチ栽培														
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 														
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 														

営農類型	温州みかん + 中晩柑														
経営規模	＜作付け面積＞ 1. 2 h a ＜作付け内訳＞ <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>温州みかん</td><td>0. 3 h a</td></tr> <tr><td>はれひめ</td><td>0. 2 h a</td></tr> <tr><td>はるみ</td><td>0. 1 h a</td></tr> <tr><td>愛媛果試第28号 施設</td><td>0. 2 h a</td></tr> <tr><td>不知火</td><td>0. 1 h a</td></tr> <tr><td>甘平</td><td>0. 2 h a</td></tr> <tr><td>レモン</td><td>0. 1 h a</td></tr> </table>	温州みかん	0. 3 h a	はれひめ	0. 2 h a	はるみ	0. 1 h a	愛媛果試第28号 施設	0. 2 h a	不知火	0. 1 h a	甘平	0. 2 h a	レモン	0. 1 h a
温州みかん	0. 3 h a														
はれひめ	0. 2 h a														
はるみ	0. 1 h a														
愛媛果試第28号 施設	0. 2 h a														
不知火	0. 1 h a														
甘平	0. 2 h a														
レモン	0. 1 h a														
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人														
生産方式	＜主要施設＞ 倉庫（150 m ² ）、パイプハウス（2,000 m ² ）、貯水槽一式 ＜主要農機具＞ 軽四トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、クローラー1台 ＜技術等＞ はれひめはマルチ栽培、愛媛果試第28号は簡易施設栽培														
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 														
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 														

営農類型	中晩柑 + 落葉果樹 (キウイフルーツ)														
経営規模	<p><作付け面積> 1. 3 h a</p> <p><作付け内訳></p> <table> <tr> <td>せとか 施設</td> <td>0. 2 h a</td> </tr> <tr> <td>はれひめ</td> <td>0. 1 h a</td> </tr> <tr> <td>はるみ</td> <td>0. 1 h a</td> </tr> <tr> <td>愛媛果試第28号 施設</td> <td>0. 2 h a</td> </tr> <tr> <td>不知火</td> <td>0. 1 h a</td> </tr> <tr> <td>甘平</td> <td>0. 2 h a</td> </tr> <tr> <td>キウイフルーツ</td> <td>0. 2 h a</td> </tr> </table>	せとか 施設	0. 2 h a	はれひめ	0. 1 h a	はるみ	0. 1 h a	愛媛果試第28号 施設	0. 2 h a	不知火	0. 1 h a	甘平	0. 2 h a	キウイフルーツ	0. 2 h a
せとか 施設	0. 2 h a														
はれひめ	0. 1 h a														
はるみ	0. 1 h a														
愛媛果試第28号 施設	0. 2 h a														
不知火	0. 1 h a														
甘平	0. 2 h a														
キウイフルーツ	0. 2 h a														
労働力	<p>主たる従事者 1人</p> <p>補助従事者 1人</p>														
生産方式	<p><主要施設></p> <p>倉庫 (150 m²)、パイプハウス (4,000 m²)、キウイ棚 (2,000m²)、貯水槽一式</p> <p><主要農機具></p> <p>軽四トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、クローラー1台</p> <p><技術等></p> <p>キウイフルーツは特選品、はれひめはマルチ栽培、せとか・愛媛果試第28号は簡易施設栽培</p>														
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 														
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 														

営農類型	露地野菜 (有機) + 柑橘												
経営規模	<p><作付け面積> 0. 8 h a</p> <p><作付け内訳></p> <table> <tr> <td>にんじん</td> <td>0. 2 h a</td> </tr> <tr> <td>さつまいも</td> <td>0. 1 h a</td> </tr> <tr> <td>露地野菜</td> <td>0. 1 h a</td> </tr> <tr> <td>温州</td> <td>0. 2 h a</td> </tr> <tr> <td>いよかん</td> <td>0. 1 h a</td> </tr> <tr> <td>レモン</td> <td>0. 1 h a</td> </tr> </table>	にんじん	0. 2 h a	さつまいも	0. 1 h a	露地野菜	0. 1 h a	温州	0. 2 h a	いよかん	0. 1 h a	レモン	0. 1 h a
にんじん	0. 2 h a												
さつまいも	0. 1 h a												
露地野菜	0. 1 h a												
温州	0. 2 h a												
いよかん	0. 1 h a												
レモン	0. 1 h a												
労働力	<p>主たる従事者 1人</p> <p>補助従事者 1人</p>												
生産方式	<p><主要施設></p> <p>倉庫 (150 m²)、</p> <p><主要農機具></p> <p>軽四トラック1台、小型管理機1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、クローラー1台</p> <p><技術等></p> <p>にんじん、さつまいも、露地野菜は有機認証ほ場</p>												
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施 												
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 												

施設型

営農類型	施設トマト
経営規模	<作付け面積> 0.3ha <作付け内訳> トマト 0.3ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫(150㎡)、パイプハウス(3,000㎡)、貯水槽一式 <主要農機具> 温風暖房機2台、トラクター(15ps)1台、管理機1台、灌水ポンプ1台、軽四トラック1台、動力噴霧機1台、草刈機1台 <技術等> 加温栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

営農類型	施設高設イチゴ
経営規模	<作付け面積> 0.2ha <作付け内訳> 施設高設イチゴ 0.2ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫(150㎡)、パイプハウス(2,000㎡)、貯水槽一式 <主要農機具> 温風暖房機2台、炭酸ガス発生装置2台、灌水ポンプ1台、軽四トラック1台、動力噴霧機1台、冷蔵庫1台 <技術等> 加温栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

営農類型	施設切花
経営規模	<作付け面積> 0.2ha <作付け内訳> バラ 0.2ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生産方式	<主要施設> 鉄骨温室(2,000㎡)、倉庫(150㎡)、冷蔵庫(10㎡) <主要農機具> 環境制御装置1台、灌水ポンプ1台、温風暖房機2台、自動防除機2台、炭酸ガス装置1台、温湯機1台、自動カーテン装置一式、くん煙蒸散機1セット、軽四トラック1台、動力噴霧機1台 <技術等> バラは水耕栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

畜産

営農類型	酪農
経営規模	<飼養頭数> 経産牛 50頭 育成牛 25頭 <作付面積> 飼料作物 5.0ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
生産方式	<主要施設> 搾乳牛舎500㎡、育成牛舎200㎡、堆肥舎280㎡、尿溜、飼料タンク（5t用）、サイロ角形30冊 <主要農機具> パイプラインミルクカー4ユニット、バルククーラー（2,000L）1台、バーンクリーナー1台、給湯器（200L）1台、ウォーターカップ（20）、給水層2台、係留装置40セット、牛床マット（40）、配餌車2台、トラクター（43ps）1台、トラック（2t）1台、マニユアスプレッダー（2.6t）1台、バキュームカー（1.8t）1台、プラウ1台、ディスクハロー1台、ブロードキャスター（480L）1台、コーンプランター（2条用）1台、ローラー（2.4m）1台、スーパーカー1台、テッドレーキ（3m）1台、ロールベラー（90cm）1台 <技術等> バーンクリーナー、パイプライン利用
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用等による労働の軽減

営農類型	和牛肥育（肉専用種肥育）
経営規模	<飼養頭数> 100頭 （出荷頭数 65頭） <作付面積> 飼料作物 2.0ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 牛舎、堆肥舎、飼料タンク、農具舎 <主要農機具> 飼料カッター1台、配餌車2台、牛衡器（1t用）、シャベルローダー、トラック1台、トラクター2台、マニユアスプレッダー1台、プラウ1台、ディスクハロー1台、モアーコンディショナー1台、ヘイテッド1台 <技術等> 黒毛和種去勢牛280kg約9ヶ月齢を導入し、29ヶ月齢で出荷
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止

営農類型	養豚（一貫経営）
経営規模	<飼養頭数> 母豚 100頭 （出荷頭数 2,000頭）
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 繁殖豚舎、育成豚舎、肥育豚舎、農舎、堆肥舎、尿貯留槽、糞尿処理施設 <主要農機具> 自動給餌システム一式、ストール枠、自動配合器、換気扇、2tトラック、ショベルカー1台、動力噴霧機、自動集糞機一式、カーテン一式 <技術等> 分娩豚房（高床式で21日離乳）、肥育（雌豚別飼い、ウェットフィーディング、LWD3元交配）
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

営農類型	養鶏（採卵鶏）
経営規模	<飼養頭羽数> 成鶏 30,000羽 育成 15,000羽
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 中・大雛舎300 m ² 、成鶏舎600 m ² 、管理舎50 m ² 、鶏糞置場100 m ² 、鶏糞乾燥施設900 m ² <主要農機具> 中・大雛舎ゲージ施設一式、成鶏ゲージ施設一式、空調施設一式、空気施設一式、給餌施設一式、除糞施設一式、カーテン施設一式、集卵施設一式、給水機一式、育成配餌車1台、トラック1台、ボブキャット1台、シャベルローダー1台 <技術等> 40日齢導入、140日齢成鶏操入、22ヶ月齢オールアウト
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入

平地農業地帯

< 個別経営体 >

土地利用型

営農類型	サトイモ + 露地キュウリ + 水稻
経営規模	< 作付け面積 > 4.1ha < 作付け内訳 > サトイモ 1.0ha 露地キュウリ 0.1ha 水稻 3.0ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	< 主要施設 > 倉庫 (150 m ²)、作業場 (150 m ²) < 主要農機具 > トラクター (25 ps) 1台、自脱型コンバイン (2条) 1台、田植機 (乗用4条) 1台、動力散布機1台、管理機1台、普通トラック1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、運搬車1台、サトイモ根切機1台
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

営農類型	レンコン + 水稻
経営規模	< 作付け面積 > 2.0ha < 作付け内訳 > 水稻 1.1ha レンコン 0.9ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	< 主要施設 > 倉庫 (150 m ²) < 主要農機具 > トラクター (25 ps) 1台、自脱型コンバイン (2条) 1台、田植機 (乗用4条) 1台、軽四トラック1台、動力散布機1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、運搬車1台、油圧シャベル1台 < 技術等 > 掘採り機械導入
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

営農類型	サトイモ + 麦 + 水稻
経営規模	< 作付け面積 > 16.0ha < 作付け内訳 > サトイモ 2.0ha 麦 3.0ha 水稻 11.0ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	< 主要施設 > 倉庫 (150 m ²)、作業場 (150 m ²) < 主要農機具 > トラクター (25 ps) 1台、自脱型コンバイン (3条) 1台、田植機 (乗用4条) 1台、動力散布機1台、管理機1台、普通トラック1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、運搬車1台、サトイモ根切機1台
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

施設型

営農類型	キュウリ（露地・施設） ＋ 水稻
経営規模	<作付け面積> 2.5 ha <作付け内訳> 露地キュウリ 0.2 ha 施設キュウリ 半促成 0.15 ha 抑制 0.15 ha 水稻（普通期栽培） 2.0 ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫（150 m ² ）、パイプハウス（2,000 m ² ） <主要農機具> 温風暖房機2台、管理機1台、灌水ポンプ1台、軽四トラック1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、トラクター（25 ps）1台、自脱型コンバイン（2条）1台、田植機（乗用4条）1台、動力散布機1台 <技術等> 加温栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

<集落営農>
 土地利用型

営農類型	水稻 ＋ サトイモ ＋ タマネギ ＋ 作業受託
経営規模	<作付け面積> 20.0 ha <作付け内訳> 水稻 14.0 ha サトイモ 3.0 ha タマネギ 3.0 ha 作業受託 8.0 ha
労働力	主たる従事者 3人 補助従事者 5人
生産方式	<主要施設> 機械格納庫（75 m ² ）、倉庫（150 m ² ） <主要農機具> トラクター（48 ps）2台、田植機（乗用4条）2台、自脱型コンバイン（乗用4条）2台、水田ハロー（2 m）1台、草刈機1台、ロータリーシーダー（6条）1台、鎮圧ローラー（1.8 m）1台、普通トラック（2 t）1台、軽四トラック1台、動力噴霧機1台、動力散布機1台、タマネギ移植機1台、タマネギ収穫機1台、サトイモ根切機1台、ブームスプレイヤー1台
経営管理の方法	・自己資本の充実
農業従事の態様	・社会保険の加入 ・農作業環境の改善

営農類型	水稲 + 麦 + 作業受託								
経営規模	<作付け面積> 32.0 ha <作付け内訳> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>水稲</td> <td>16.0 ha</td> </tr> <tr> <td>麦（裸麦）</td> <td>8.0 ha</td> </tr> <tr> <td>麦（小麦）</td> <td>8.0 ha</td> </tr> <tr> <td>作業受託</td> <td>10.0 ha</td> </tr> </table>	水稲	16.0 ha	麦（裸麦）	8.0 ha	麦（小麦）	8.0 ha	作業受託	10.0 ha
水稲	16.0 ha								
麦（裸麦）	8.0 ha								
麦（小麦）	8.0 ha								
作業受託	10.0 ha								
労働力	主たる従事者 3人 補助従事者 5人								
生産方式	<主要施設> 機械格納庫（75 m ² ）、倉庫（150 m ² ） <主要農機具> トラクター（27 ps）3台、田植機（乗用4条）2台、自脱型コンバイン（乗用4条）2台、水田ハロー（2 m）1台、草刈機1台、ロータリーシーダー（6条）1台、鎮圧ローラー（1.8 m）1台、普通トラック（2 t）1台、軽四トラック1台、動力噴霧機1台、動力散布機1台、ブームスプレーヤー1台								
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本の充実 								
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入 ・農作業環境の改善 								

農山村農業地帯

<個別経営体>

土地利用型

営農類型	キュウリ（露地） + 花卉 + 水稻
経営規模	<作付け面積> 2.5 ha <作付け内訳> 露地キュウリ 0.2 ha シキビ 0.3 ha 水稻（普通期栽培） 2.0 ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫（150 m ² ）、 <主要農機具> 管理機1台、灌水ポンプ1台、軽四トラック1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、トラクター（25 ps）1台、自脱型コンバイン（2条）1台、田植機（乗用4条）1台、動力散布機1台
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

施設型

営農類型	甘長とうがらし（施設・露地） + 施設春菊 + 水稻
経営規模	<作付け面積> 1.5 ha <作付け内訳> 甘長とうがらし（施設・露地） 0.3 ha 施設春菊 0.2 ha 水稻（普通期栽培） 1.0 ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫（150 m ² ）、作業場（150 m ² ）、パイプハウス（2,000m ² ） <主要農機具> トラクター（25 ps）1台、自脱型コンバイン（2条）1台、田植機（乗用4条）1台、動力散布機1台、管理機1台、普通トラック1台、動力噴霧機1台、草刈機1台、運搬車1台、 <技術等> 甘長とうがらしの施設栽培は防虫ネット、露地栽培は灌水チューブ
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

島嶼部農業地帯

< 個別経営体 >

施設型

営農類型	施設切花（切花類） + 花卉
経営規模	< 作付け面積 > 0.9 ha < 作付け内訳 > トルコギキョウ 施設 0.1 ha デルフィニウム 施設 0.1 ha ビブルナム・テイナス 0.5 ha ピットスポラム 0.2 ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	< 主要施設 > 倉庫 (150 m ²) 冷蔵庫 (10 m ²)、パイプハウス (2,000 m ²) < 主要農機具 > 軽四トラック 1台、動力噴霧機 1台、暖房機 2台、灌水ポンプ 1台、草刈機 1台 < 技術等 > ・加温栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

営農類型	中晩柑 + 施設野菜（施設高設イチゴ）
経営規模	< 作付け面積 > 0.9 ha < 作付け内訳 > せとか 施設 0.2 ha はるみ 0.2 ha 愛媛果試第28号 施設 0.2 ha 不知火 0.1 ha 甘平 0.1 ha 施設高設イチゴ 0.1 ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	< 主要施設 > 倉庫 (150 m ²)、パイプハウス (4,000 m ²)、貯水槽一式 < 主要農機具 > 軽四トラック 1台、小型管理機 1台、動力噴霧機 1台、草刈機 1台、クローラー 1台、温風暖房機 1台、炭酸ガス発生装置 1台、冷蔵庫 1台 < 技術等 > はれひめはマルチ栽培、せとか・愛媛果試第28号・施設栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入

営農類型	中晩柑 + 施設野菜 (アスパラガス)
経営規模	<作付け面積> 1.1 ha <作付け内訳> 温州みかん 0.3 ha いよかん 0.2 ha はれひめ 0.1 ha せとか 0.1 ha 愛媛果試第28号 施設 0.1 ha 不知火 0.2 ha アスパラガス 施設 0.1 ha
労働力	主たる従事者 1人 補助従事者 1人
生産方式	<主要施設> 倉庫 (150 m ²)、パイプハウス (4,000 m ²)、貯水槽一式 <主要農機具> 軽四トラック 1台、小型管理機 1台、動力噴霧機 2台、草刈機 1台、クローラー 1台 <技術等> はれひめはマルチ栽培、せとか・愛媛果試第28号・アスパラガスは施設栽培
経営管理の方法	・複式簿記記帳の実施 ・青色申告の実施
農業従事の態様	・休日制の導入